

# 第200回

# 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成27年6月19日（金曜日）  
午前10時（午前9時開場）

場 所

三重県津市岩田21番27号  
当行本店 10階大会議室

○目 次

第200回定時株主総会招集ご通知..... 1

添付書類

第200期事業報告

1. 当行の現況に関する事項..... 3
2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項..... 10
3. 社外役員に関する事項..... 12
4. 当行の株式に関する事項..... 14
5. 当行の新株予約権等に関する事項..... 15
6. 会計監査人に関する事項..... 17
7. 業務の適正を確保する体制..... 18

計算書類..... 20

連結計算書類..... 34

監査報告書..... 56

株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金処分の件..... 60
  - 第2号議案 取締役14名選任の件..... 61
  - 第3号議案 監査役2名選任の件..... 67
  - 議決権行使についてのご案内..... 69
- 株主総会会場ご案内図

株式会社百五銀行

FRONTIER BANKING



(証券コード 8368)  
平成27年6月3日

株 主 各 位

三重県津市岩田21番27号  
株式会社百五銀行

取締役頭取 伊 藤 歳 恭

## 第200回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第200回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面または本年から追加いたしました電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成27年6月18日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日） 午前10時（午前9時開場）

2. 場 所 三重県津市岩田21番27号 当行本店 10階大会議室

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
- 第200期 （平成26年4月1日から平成27年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件
  - 第200期 （平成26年4月1日から平成27年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役14名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

#### 4. 議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

(2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

本年から株主様の利便性向上のため、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を選択いただけるよう追加いたしました。当行指定の議決権行使ウェブサイト〔<http://www.evote.jp/>〕にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）双方で議決権行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ **当行では新本店建設のため、駐車スペースが限られておりますので、株主の皆様におかれましては、ご出席の際には公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。**
  - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.hyakugo.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## 第 200 期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

##### 〔主要な事業内容〕

当行は、本支店107か店、27出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。また、投資信託・保険等の窓口販売業務、金融商品仲介業務のほか、M&A・シンジケートローン等にも積極的に取り組み、お客さまの多様化するニーズにお応えしております。

##### 〔金融経済環境〕

当事業年度のわが国経済は、消費税率引上げにともなう駆け込み需要の反動もあり、個人消費などに弱さがみられましたが、緩やかな回復基調が続きました。先行きにつきましても、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、景気は回復していくことが期待されます。

このような状況下、当行の主要な営業地域である三重・愛知両県下の経済につきましても、着実に回復を続けています。今後につきましても、海外経済や為替動向などに留意する必要がありますが、堅調に推移している輸出や設備投資、さらに地方創生への取り組みによる地域経済活性化などを背景に、引き続き景気回復に向かうことが期待されます。

##### 〔事業の経過及び成果〕

このような経済情勢のなかで、当行は株主の皆様をはじめお客さまの力強いご支援のもと、全行をあげて業績の伸展と経営の合理化・効率化に努めてまいりました。また、地域金融の円滑化に向け、お客さまとの関係を一層強化するなど、金融仲介機能の発揮にも積極的に取り組んでまいりました。

商品面では、昨年4月に取扱いを開始いたしました『百五ホームローン住まいのちから』を、多くのお客さまにご利用いただき、本年3月末時点の残高は648億円となりました。事業性の融資商品では、昨年6月から本年3月まで、医療・介護や環境・エネルギーなど成長12分野を対象とした『百五成長エンジン』を取り扱い、地元企業へ積極的な資金供給を行いました。

地域経済活性化への取組みといたしましては、昨年11月に志摩市と『地域活性化連携協定』を締結し、同市と協働でオリーブの栽培普及事業に取り組んでおります。また、昨年7月と本年2月には鳥羽志摩地域の観光産業の発展に寄与することを目的として、実践的な内容のセミナー『百五観光アカデミー』を開催いたしました。さらに、地方創生に向けた取組みを強化するため、本年3月には「まち・ひと・しごと創生」推進デスクを設置したほか、地方創生担当者を任命し、推進体制を整備いたしました。

お客様の海外事業展開に関する支援といたしましては、当行主導のもと、業務提携しているベトナムのHo Chi Minh City Development Joint Stock Bank (HD Bank) が、昨年9月にジャパンデスクを同行内に設置したことにより、現地で事業を営まれるお客様が日本語でサポートを受けられるようになりました。なお、昨年11月から海外現地法人向け直接融資の取扱いも開始しております。

そのほか、サービス品質の向上に取り組む当行の姿勢を広くお知らせするため、昨年7月には『お客様応対向上宣言』を公表し、全行一丸となって宣言内容に取り組むことで、「お客様応対 地域No.1」をめざしております。

店舗につきましては、昨年10月に岡崎支店と海山支店を新築移転いたしました。当期末の店舗数は本支店107か店、27出張所となっております。

店舗外現金自動設備につきましては、お客様の利便性を高めるため、ネットワークを拡大いたしました結果、自行分とコンビニATMの合計で32,654か所・34,481台となりました。

次に業績を見ますと、預金は個人預金が堅調に推移したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ1,793億円増加し、4兆4,144億円となりました。また、投資信託預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ191億円増加し、1,043億円となりました。公共債預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ493億円減少し、526億円となりました。

一方、貸出金は中小企業向け貸出や個人向け貸出が増加したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ1,079億円増加し、2兆8,180億円となりました。

また、有価証券の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ946億円増加し、2兆1,438億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は株式等売却益の減少によりその他経常収益が減少したことなどから、前事業年度に比べ19億52百万円減少し、693億60百万円となりました。

一方、経常費用は役務取引等費用が増加したことなどから、前事業年度に比べ5億62百万円増加し、543億57百万円となりました。

この結果、経常利益は前事業年度に比べ25億15百万円減少し、150億2百万円となりました。また、当期純利益は前事業年度に比べ8億5百万円減少し、100億25百万円となりました。

〔当行が対処すべき課題〕

当行では、平成25年4月から、中期経営計画『進化への羅針盤 2015』に取り組んでおります。この計画では、中長期的に予想される人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化を見据えたうえで、7つの基本戦略を掲げ、「地域で絶対的な信頼を得て、健全・堅固な経営体質のもと、地域とともに成長・発展するエクセレントリージョナルバンク」をめざしております。

また、当行は、「コーポレートガバナンス・コード」を踏まえ、株主の皆様をはじめお客さま・地域社会・従業員といったステークホルダーからの期待に応える取組みを通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかってまいります。

その実現に向けて、事業性評価にもとづく融資や各種サポートをはじめとする金融仲介機能とコンサルティング機能をこれまで以上に発揮し、地域の持続的発展に貢献してまいります。また、地域産業の競争力強化に寄与する取組みに積極的に参画することで、魅力ある地域資源の掘り起こしや地域産業の付加価値向上をはかり、地方創生にも貢献いたします。一方、お客さまの海外事業展開に関するサポート体制の強化といたしましては、さらなる海外ネットワークの拡充と人材育成に努め、「アジアに強い百五銀行」をめざします。また、業務の再構築(BPR)によりローコストオペレーションを実現し、厳しい経営環境にも耐えられる強固な経営体質の構築をはかってまいります。さらに、お客さまのご意見やご要望を、商品・サービスの改善に反映させることで、より一層サービス品質の向上に努めます。

CSR（企業の社会的責任）活動につきましては、『百五の森』の植樹や運営管理といった環境保全活動のほか、金融教育やスポーツ・文化振興支援などの活動を充実いたします。

新本館ビル2棟につきましては、本店営業部や一部のグループ会社が入居する岩田本店棟は本年9月の移転を、本部各部が入居する丸之内本部棟は平成28年1月の移転をめざしております。新本館への移転を機に、グループ会社間のさらなる連携強化、業務の効率化をはかってまいります。

今後とも皆様のご信頼にお応えし、地域社会と当行の発展のため、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	39,378	40,775	42,351	44,144
定期性預金	19,826	20,290	20,677	21,181
その他	19,551	20,485	21,673	22,962
社 債	250	150	150	150
貸 出 金	24,590	25,354	27,100	28,180
個人向け	5,790	6,348	7,187	7,884
中小企業向け	8,782	8,734	9,157	9,975
その他	10,018	10,270	10,755	10,320
商品有価証券	1	0	0	0
有 価 証 券	17,775	19,589	20,491	21,438
国 債	6,260	7,474	7,496	8,052
その他	11,514	12,114	12,995	13,385
総 資 産	44,941	47,663	50,499	53,007
内国為替取扱高	300,051	302,667	309,914	302,595
外国為替取扱高	百万ドル 1,600	百万ドル 1,562	百万ドル 1,366	百万ドル 2,098
経 常 利 益	百万円 12,668	百万円 13,739	百万円 17,518	百万円 15,002
当 期 純 利 益	百万円 7,042	百万円 8,767	百万円 10,831	百万円 10,025
1株当たり当期純利益	円 銭 27 62	円 銭 34 46	円 銭 42 68	円 銭 39 51

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。  
3. 社債は、劣後特約付社債であります。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,486 人	2,458 人
平 均 年 齢	40 年 3 月	40 年 1 月
平 均 勤 続 年 数	15 年 11 月	16 年 0 月
平 均 給 与 月 額	399 千円	404 千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
三 重 県	112 ( 27 )	112 ( 27 )
愛 知 県	19 ( ー )	19 ( ー )
東 京 都	1 ( ー )	1 ( ー )
大 阪 府	1 ( ー )	1 ( ー )
和 歌 山 県	1 ( ー )	1 ( ー )
合 計	134 ( 27 )	134 ( 27 )

- (注) 上記のほか、駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末	前 年 度 末
駐 在 員 事 務 所	3 か 所	3 か 所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	32,654 か 所	30,969 か 所

当年度末の店舗外現金自動設備のうち、13,107か所（前年度末12,915か所）については、株式会社イーネットとの提携により設置したイーネットATM、19,355か所（前年度末17,866か所）については、株式会社セブン銀行との提携により設置したセブン銀行ATMであります。

- 当年度新設営業所  
該当ありません。

(注) 1. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

名古屋支店	済衆館病院出張所	(愛知県北名古屋市)
上野支店	イオンタウン伊賀上野出張所	(三重県伊賀市)
名張支店	スーパーヤオヒコ名張店出張所	(三重県名張市)
鷺方支店	ぎゅーとらラブリー鷺方店出張所	(三重県志摩市)
名古屋支店	大同病院出張所	(愛知県名古屋市)
田丸支店	ザ・ビッグエクストラ玉城店出張所	(三重県度会郡)
名古屋支店	イオンタウン熱田千年出張所	(愛知県名古屋市)
一志支店	ぎゅーとらラブリー一志店出張所	(三重県津市)
名古屋支店	バロー小牧岩崎店出張所	(愛知県小牧市)
桑名支店	イオンタウン桑名新西方出張所	(三重県桑名市)

2. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

鷺方支店	ササヤマハッピー店出張所	(三重県志摩市)
松阪支店	プライスカット松阪大口店出張所	(三重県松阪市)
上野支店	マックスバリュ上野東インター店出張所	(三重県伊賀市)
津駅前支店	三重県津庁舎出張所	(三重県津市)
名張支店	つつじが丘出張所	(三重県名張市)
松阪支店	パナソニック松阪出張所	(三重県松阪市)

## (5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	8,619
---------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
海山支店の新築移転	195
岡崎支店の新築移転	218

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 百万円	当行が有する 子会社等の 議決権比率 %	その他
百五ビジネスサービス株式会社	三重県津市本町33番21号	現金等の精査整理業務	昭和54年7月14日	40	100	—
百五管理サービス株式会社	三重県津市高茶屋七丁目6番70号	文書帳簿等保管管理業務	昭和60年7月29日	30	100	—
百五不動産調査株式会社	三重県津市本町33番21号	担保不動産の調査及び評価業務	昭和63年10月25日	20	100	—
百五オフィスサービス株式会社	三重県津市船頭町津興1695番地7	手形・債券等の集中保管・管理業務	平成13年6月28日	20	100	—
百五スタッフサービス株式会社	三重県津市船頭町津興1695番地7	職業紹介業務及び労務管理業務	平成16年6月28日	20	100	—
百五証券株式会社	三重県津市東丸之内33番1号	金融商品取引業務	平成21年8月14日	3,000	100	—
株式会社百五ディーシーカード	三重県津市栄町三丁目123番地1	クレジットカード業務及び信用保証業務	昭和58年10月20日	50	50	—
百五リース株式会社	三重県津市栄町三丁目123番地1	リース業務	昭和59年10月15日	50	20	—
株式会社百五経済研究所	三重県津市船頭町津興1695番地7	地域産業調査及びコンサルティングに関する業務	昭和60年7月29日	30	23	—
百五コンピュータソフト株式会社	三重県津市羽所町375番地	コンピュータによる情報処理業務	平成2年3月29日	30	5	—

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

## (1) 会社役員の場合

(平成26年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
上田 豪	(代表取締役) 取締役頭取		
伊藤 歳恭	(代表取締役) 取締役副頭取 新本館建設統括部、経営企画部、BPR、秘書室担当 秘書室長委嘱		
渡辺 義彦	(代表取締役) 取締役副頭取 営業本部、営業統括部、 営業戦略部、ローン統括部、 営業渉外部、サービス 品質向上部担当 営業本部長委嘱		
山本 哲也	常務取締役 資金運用本部、資金証券部、 東京営業部、大阪営業部、 国際営業部、総務部担当 資金運用本部長委嘱		
杉浦 雅和	常務取締役 融資統括部、リスク統括部、 コンプライアンス統括部担当		
荒木 康行	常務取締役 事務本部、事務統括部担当 システム統括部、人事部担当 事務本部長委嘱		
田中 秀人	取人 事 部 長 委 嘱 役		
寺尾 正紀	取南 勢 支 社 長 委 嘱 役		
濱田 康資	取 業 渉 外 部 長 委 嘱 役		
後藤 悦夫	取北 勢 支 社 長 委 嘱 役		
長合 教実	取 資 金 証 券 部 長 委 嘱 役		
釜森 伸明	取 愛 知 支 社 長 委 嘱 役		
竹中 章	取 融 資 統 括 部 長 委 嘱 役		
小林 長久	取 締 役 (社外取締役)	日本トランスシティ株式会社 代表取締役会長	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
太田 均	常勤監査役		
笠井 貞男	常勤監査役		
渡邊 悌爾	監査役（社外監査役）		
川喜田 久	監査役（社外監査役）	三重トヨペット株式会社 代表取締役社長 株式会社ちとせ 代表取締役社長	
市川 秀	監査役（社外監査役）	日本工営株式会社 社外取締役	

- (注) 1. 社外取締役小林長久、社外監査役川喜田久、市川秀につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

氏名	退任時の地位	退任日
林 竹生	常務取締役	平成26年6月20日（辞任）
山 川 征夫	監査役（社外監査役）	平成26年6月20日（任期満了）

(ご参考) 平成27年4月1日付異動及び担当の変更

氏名	地位及び担当
上 田 豪	(代表取締役) 取締役会長
伊 藤 歳 恭	(代表取締役) 取締役頭取 新本館建設統括部担当
山 本 哲 也	常務取締役 資金運用本部、資金証券部、東京営業部、大阪営業部、国際営業部、 総務部、秘書室担当 資金運用本部長、秘書室長委嘱
杉 浦 雅 和	常務取締役 経営企画部、BPR、リスク統括部、コンプライアンス統括部担当
荒 木 康 行	常務取締役 事務本部、事務統括部、システム統括部、融資統括部、人事部担当 事務本部長委嘱

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	15人	389 (118)
監査役	6人	61
計	21人	451 (118)

- (注) 1. 報酬等の( )内は、当事業年度に係る業績連動型報酬90百万円(取締役90百万円)、株式報酬型ストック・オプション28百万円(取締役28百万円)の合計額(内書き)であります。
2. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬等109百万円(うち使用人兼務取締役の使用人としての賞与40百万円)は含めておりません。
3. 平成23年6月24日開催の第196回定時株主総会における決議に基づき、取締役の報酬については、(1)役割や責任に応じて月次で支給する「確定金額報酬」、(2)単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」、(3)中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めるための「株式報酬型ストック・オプション」の構成としております。また、監査役の報酬については、中立性および独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」のみとしております。
- 支給時期、配分等については、次の金額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定いたします。
- (1) 確定金額報酬は、取締役の報酬額(確定金額報酬額)については年額300百万円以内、監査役の報酬額(確定金額報酬額)については年額65百万円以内としております。
- (2) 業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、当該事業年度にかかる当期純利益の0.9%を総支給額といたします。その上限額を100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合、支給額は0円とします。
- (3) 株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当ていたします。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
小林 長久	日本トランスシティ株式会社代表取締役会長(当行は同社と貸出取引があります)
渡邊 悌爾	
川喜田 久	三重トヨペット株式会社代表取締役社長(当行は同社と貸出取引があります) 株式会社ちとせ代表取締役社長(当行は同社と貸出取引があります)
市川 秀	日本工営株式会社社外取締役(当行と同社との間には特別の関係はありません)

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
小林 長久	1年9ヶ月	取締役会 17回中15回	(注1)
渡邊 悌爾	7年9ヶ月	取締役会 17回中17回 監査役会 16回中16回	(注2)
川喜田 久	7年9ヶ月	取締役会 17回中16回 監査役会 16回中15回	(注2)
市川 秀	9ヶ月	取締役会 13回中13回 監査役会 11回中11回	(注2)

- (注) 1. 社外取締役小林長久は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして適宜発言を行っております。
2. 社外監査役渡邊悌爾、川喜田久および市川秀は、取締役会において、それぞれの専門的知識、経験を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。

## (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
小林 長久	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。
渡邊 悌爾	同上
川喜田 久	同上
市川 秀	同上

## (4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	21	—



## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第1回株式報酬型新株予約権</li> <li>②新株予約権の割当日 平成23年7月25日</li> <li>③新株予約権の総数 653個</li> <li>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 65,300株</li> <li>⑤新株予約権の行使期間 平成23年7月26日から平成53年7月25日まで</li> <li>⑥権利行使価格 1株当たり1円</li> <li>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。</li> </ul>	9人
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第2回株式報酬型新株予約権</li> <li>②新株予約権の割当日 平成24年7月26日</li> <li>③新株予約権の総数 675個</li> <li>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 67,500株</li> <li>⑤新株予約権の行使期間 平成24年7月27日から平成54年7月26日まで</li> <li>⑥権利行使価格 1株当たり1円</li> <li>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。</li> </ul>	9人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第3回株式報酬型新株予約権</li> <li>②新株予約権の割当日 平成25年7月24日</li> <li>③新株予約権の総数 661個</li> <li>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 66,100株</li> <li>⑤新株予約権の行使期間 平成25年7月25日から平成55年7月24日まで</li> <li>⑥権利行使価格 1株当たり1円</li> <li>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。</li> </ul>	12人
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第4回株式報酬型新株予約権</li> <li>②新株予約権の割当日 平成26年7月31日</li> <li>③新株予約権の総数 712個</li> <li>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 71,200株</li> <li>⑤新株予約権の行使期間 平成26年8月1日から平成56年7月31日まで</li> <li>⑥権利行使価格 1株当たり1円</li> <li>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。</li> </ul>	13人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 松 本 千 佳 山 川 勝 膳 亀 聡	53	(非監査業務の内容) FATCAに係るアドバイザリー業 務、バーゼルⅢに係るアドバイザ リー業務

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は56百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当行の子会社及び子法人等である百五証券株式会社、百五リース株式会社は、当行の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### (2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。その他、会計監査人が継続してその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議に基づき、取締役会は会計監査人の解任又は不再任議案を株主総会に付議する方針であります。

## 7. 業務の適正を確保する体制

当行は、「内部統制システムの基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。これらの体制は有効に構築・運用されており、今後も管理態勢の強化及び実効性の向上に努めてまいります。

なお、平成27年4月22日開催の取締役会決議により、「内部統制システムの基本方針」を一部改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

### (1) 法令等遵守体制

- ① コンプライアンス態勢の基礎として、「百五銀行企業理念」及び「コンプライアンスの基本方針」を定める。  
コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進するとともに、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括部を設置しコンプライアンス態勢の整備及び向上を図る。
- ② お客さまの保護及び利便の向上に向けた管理態勢を整備するため、「顧客保護等管理方針」等を定める。  
顧客保護等管理委員会を設置し、顧客保護等の管理状況の把握・評価・分析や改善策等の検討を実施することにより、管理態勢の向上を図る。
- ③ 内部監査部門として執行部門から独立した業務監査部を設置し、監査結果について業務監査会に報告の上、適切な業務運営を確保する。
- ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告・相談体制を整備するとともに、コンプライアンス統括部のほか常勤監査役、人事部を通報窓口とする内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）を整備し、「コンプライアンス・ホットライン運用規則」に基づきその運用を行う。
- ⑤ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規定」等において組織としての対応方針を明確にし、専門部署をコンプライアンス統括部お客さま相談課とするとともに、警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断する。

### (2) 情報保存管理体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令等の定めによるほか、「取締役会規定」等に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。また、「セキュリティポリシー」・「情報資産に関する安全対策規定」等に基づき、セキュリティ面から情報資産の重要度・リスクの程度に応じた取扱方法や管理方法を策定し、情報資産を適切に管理・保護する。

### (3) リスク管理体制

- ① 適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的なリスク管理の方針・規定及びリスク分類毎の管理方針・管理規定を定める。
- ② リスクの分類は以下のとおりとし、それぞれに主管部署を定め、その把握と管理を適切に行う体制を整備する。
  - ア 信用リスク
  - イ 市場リスク
  - ウ 流動性リスク
  - エ オペレーショナル・リスク
- ③ リスク管理委員会を設置し、リスクの状況及びその管理状況を統合的に把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策を検討・審議の上、適切な対策を講じる。
- ④ 災害等の危機事象の発生に対しては、「危機管理規定」等において組織としての対応方針を明確にし、危機事象発生に伴う損失等を最小限に留めるとともに、危機への迅速かつ確な対応により業務の継続あるいは早期復旧のために必要な体制を整備する。

#### (4) 職務執行の効率性確保のための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会において法令または定款に定める事項並びに経営の基本方針その他特に重要な事項を評議決定するほか、経営会議で業務の執行に関する重要事項を審議し、執行の決定を行う。
- ② 取締役会または経営会議の決定に基づく業務執行については、「組織規定」・「職制規則」・「業務決裁権限規則」等において執行手続の詳細を定める。

#### (5) グループ管理体制

- ① 当行と連結対象子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正かつ効率的な運営・管理を確保するため、「百五グループ連携規定」を定め、グループ会社の運営・管理にかかる体制を構築するとともに、当行とグループ会社双方に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。
- ② 当行とグループ会社における経営の健全かつ適切な遂行のため、「リスク管理規定」を定め、一体となってリスクを管理・運営するとともに、「コンプライアンス規定」を定め、当行とグループ会社のコンプライアンス態勢の確立を図る。
- ③ グループ会社の管理については、各社より当行に対して適時・適切に協議・報告を行い、定期的にグループ会社戦略会議を開催することにより連携を強化し、必要に応じて監査を行う。
- ④ 当行とグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

#### (6) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項等

監査役の職務を補助すべき使用人として、当行の使用人から専任の監査役補助者を任命し、監査役の指揮監督下におく。また、監査役補助者の人事異動及び評価については監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性を確保する。

#### (7) 監査役への報告及び監査の実効性確保のための体制

- ① 取締役及び使用人は以下に定める事項について監査役（会）に報告する。
  - ア 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - イ 経営状況についての重要な事項
  - ウ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - エ 重大な法令違反等
  - オ 内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）の運用状況及び通報の内容
  - カ 会計方針、会計基準に関する重要な事項
  - キ その他監査役が報告を求める事項
- ② グループ会社に係る前項ア～キの事項について、グループ会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行の監査役（会）に報告する。
- ③ 当行とグループ会社は、前2項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ④ 監査役は取締役会のほか、経営会議、業務監査会その他の重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べる。  
また、監査役は代表取締役と定期的会合をもち監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識と信頼関係を深めるよう努めるほか、内部監査部門や会計監査人とも定期的に情報や意見の交換を行い、連携の強化を図る。
- ⑤ 監査役がその職務の執行について必要な費用等を請求したときは、当該費用等を支払う。

第 200 期末 (平成27年 3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
現預金	(資産の部)	209,536	預金	(負債の部)	4,414,467
現金	預け	56,433	当座	預金	128,668
預金	金	153,102	普通	預金	2,046,513
預金	口	13,183	貯蓄	預金	43,125
預金	金	16,180	定期	預金	23,977
預金	有価	43	預金	預金	2,118,194
預金	証券	39	預金	預金	53,988
預金	債権	4	預金	預金	179,378
預金	債権	3,000	預金	預金	65,552
預金	債権	2,143,824	預金	預金	103,639
預金	債権	805,231	預金	預金	60,835
預金	債権	277,268	預金	預金	60,835
預金	債権	561,235	預金	預金	45
預金	債権	179,450	預金	預金	39
預金	債権	320,637	預金	預金	5
預金	債権	2,818,004	預金	預金	15,000
預金	債権	9,958	預金	預金	43,096
預金	債権	107,062	預金	預金	1,094
預金	債権	2,351,437	預金	預金	4,197
預金	債権	349,546	預金	預金	1,134
預金	債権	3,584	預金	預金	9,143
預金	債権	2,977	預金	預金	805
預金	債権	19	預金	預金	347
預金	債権	587	預金	預金	26,373
預金	債権	16,698	預金	預金	4,851
預金	債権	100	預金	預金	910
預金	債権	7,920	預金	預金	188
預金	債権	2,522	預金	預金	377
預金	債権	6,155	預金	預金	46,765
預金	債権	41,568	預金	預金	2,775
預金	債権	9,115	預金	預金	29,700
預金	債権	20,001	預金	預金	4,967,587
預金	債権	752	預金	預金	20,000
預金	債権	10,418	預金	預金	7,557
預金	債権	1,280	預金	預金	7,557
預金	債権	2,545	預金	預金	190,175
預金	債権	2,401	預金	預金	17,377
預金	債権	3	預金	預金	172,797
預金	債権	139	預金	預金	158,214
預金	債権	24,402	預金	預金	14,583
預金	債権	29,700	預金	預金	△ 153
預金	債権	△ 21,474	預金	預金	217,579
預金	債権	5,300,797	預金	預金	115,116
預金	債権		預金	預金	△ 3,841
預金	債権		預金	預金	4,262
預金	債権		預金	預金	115,536
預金	債権		預金	預金	94
預金	債権		預金	預金	333,210
預金	債権		預金	預金	5,300,797



(単位：百万円)

科 目		金	額
特 別 利 益	固 定 資 産 処 分	0	0
特 別 利 益	固 定 資 産 処 分	81	87
特 別 利 益	固 定 資 産 処 分	5	
特 別 利 益	固 定 資 産 処 分	3,856	14,916
特 別 利 益	固 定 資 産 処 分	1,034	
特 別 利 益	固 定 資 産 処 分		4,890
特 別 利 益	固 定 資 産 処 分		10,025

## 第 200 期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	20,000	7,557	7,557
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,000	7,557	7,557
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
別途積立金の積立			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	20,000	7,557	7,557

(単位：百万円)

	株 主 資 本					自己株式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金			利益剰余金合計			
	利益準備金	その他利益剰余金					
		別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	17,377	149,214	12,479	179,071	△ 151	206,478	
会計方針の変更による累積的影響額			3,102	3,102		3,102	
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,377	149,214	15,582	182,173	△ 151	209,580	
当期変動額							
剰余金の配当			△ 2,029	△ 2,029		△ 2,029	
当期純利益			10,025	10,025		10,025	
別途積立金の積立		9,000	△ 9,000	—		—	
自己株式の取得					△ 9	△ 9	
自己株式の処分			△ 0	△ 0	7	6	
土地再評価差額金の取崩			6	6		6	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	9,000	△ 998	8,001	△ 2	7,999	
当期末残高	17,377	158,214	14,583	190,175	△ 153	217,579	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	74,374	△ 1,980	3,980	76,375	73	282,926
会計方針の変更による累積的影響額						3,102
会計方針の変更を反映した当期首残高	74,374	△ 1,980	3,980	76,375	73	286,028
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,029
当期純利益						10,025
別途積立金の積立						—
自己株式の取得						△ 9
自己株式の処分						6
土地再評価差額金の取崩						6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	40,741	△ 1,861	281	39,161	21	39,183
当期変動額合計	40,741	△ 1,861	281	39,161	21	47,182
当期末残高	115,116	△ 3,841	4,262	115,536	94	333,210

## 個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	15年～50年
そ　　他	4年～15年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- (2) 退職給付引当金  
 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。  
 過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理。  
 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理。  
 なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (3) 睡眠預金払戻損失引当金  
 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- (4) ポイント引当金  
 ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (5) 偶発損失引当金  
 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
7. リース取引の処理方法  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
- (1) 金利リスク・ヘッジ  
 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。  
 また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ  
 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理  
 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。)および「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が2,437百万円増加し、退職給付引当金が2,340百万円減少し、繰越利益剰余金が3,102百万円増加しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ87百万円減少しております。

なお、当事業年度の期首の1株当たり純資産額が12円22銭増加し、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額はそれぞれ23銭減少しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 4,431百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計12,741百万円含まれております。  
使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,443百万円、延滞債権額は55,606百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は22百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,740百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,812百万円であります。  
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,978百万円であります。

## 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	290,759百万円
担保資産に対応する債務	
預金	42,157百万円
債券貸借取引受入担保金	103,639百万円
借入金	60,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券35,095百万円を差し入れております。  
また、その他の資産には、保証金1,045百万円が含まれております。

## 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,231,073百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,183,070百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

## 10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正、不整形地補正等の合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

5,539百万円	
11. 有形固定資産の減価償却累計額	35,309百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額	4,688百万円
13. 社債は、劣後特約付社債であります。	
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は10,302百万円であります。	
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電話設備等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。	
16. 関係会社に対する金銭債権総額	23,184百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額	13,504百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	325百万円
役務取引等に係る収益総額	140百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	75百万円
その他の取引に係る収益総額	一百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	3百万円
役務取引等に係る費用総額	382百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	一百万円
その他の取引に係る費用総額	2,598百万円

2. 関連当事者との取引

(1) 子会社・子法人等及び関連法人等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社・ 子法人等	株式会社 百五ディーシーカード	所有 直接50.00%	役員 の兼任	貸出金等の被保証	387,423	—	—
				保証料の支払	382	—	—

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員 の近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	伊勢乾物株式会社	—	—	資金の貸付	平均残高 103 貸出金利息 2	貸出金	77
	株式会社 黒宮家具センター	—	—	資金の貸付	平均残高 84 貸出金利息 1	貸出金	80

- (注) 1 伊勢乾物株式会社は、監査役笠井貞男の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。
- 2 株式会社黒宮家具センターは、監査役渡邊悌爾の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。
- 3 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 当行の定める取引基準に基づいて取引を行っております。  
 取引条件の決定方針は一般取引と同様であります。

3. 「その他の経常費用」には、延滞債権等を売却したことによる損失108百万円を含んでおります。

## (株主資本等変動計算書関係)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	418	20	20	419	(注) 1, 2
合計	418	20	20	419	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加20千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の減少20千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

## (有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成27年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

- (注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	4,424
関連法人等株式及び出資金	—
合計	4,424

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成27年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	171,481	51,224	120,257
	債 券	1,567,072	1,533,080	33,992
	国 債	763,137	739,859	23,277
	地 方 債	277,243	271,486	5,757
	短期社債	—	—	—
	社 債	526,691	521,733	4,957
	その他	300,918	287,307	13,610
	小 計	2,039,472	1,871,612	167,859
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,406	1,507	△ 100
	債 券	76,663	76,852	△ 188
	国 債	42,094	42,220	△ 125
	地 方 債	25	25	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	34,544	34,607	△ 62
	その他	29,143	29,251	△ 108
	小 計	107,213	107,611	△ 397
合 計		2,146,686	1,979,224	167,462

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,137
その他	1,049
合計	3,187

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）  
該当事項はありません。

## 6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,804	1,453	47
債券	267,189	1,018	0
国債	189,447	720	—
地方債	160	0	0
短期社債	—	—	—
社債	77,581	297	0
その他	64,891	761	114
合計	338,885	3,233	163

## 7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

## 8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はありません。

なお、有価証券の減損処理にあたっては、期末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合は原則として実施しておりますが、株式については、期末日における時価が30%以上50%未満下落している場合、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等によって時価の回復可能性を判断する基準を設け、時価の回復可能性があると認められないものについて実施しております。

（金銭の信託関係）

## 1. 運用目的の金銭の信託（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	—

## 2. 満期保有目的の金銭の信託（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,097百万円
有価証券償却	1,304
その他	4,648
繰延税金資産小計	12,050
評価性引当額	△ 1,689
繰延税金資産合計	10,360
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 52,519
その他	△ 4,606
繰延税金負債合計	△ 57,125
繰延税金資産（負債）の純額	△ 46,765百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.08%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.55%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.78%となります。この税率変更により、繰延税金負債は4,963百万円減少し、その他有価証券評価差額金は5,453百万円増加し、繰延ヘッジ損益は185百万円減少し、法人税等調整額は304百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は287百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,313円3銭
1株当たりの当期純利益金額	39円51銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	39円47銭

## 第 200 期 末 (平成27年 3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	212,089	預 譲 渡 性 預 金	4,409,357
コールローン及び買入手形	13,183	コールマネー及び売渡手形	173,148
買 入 金 銭 債 権	16,180	債券貸借取引受入担保金	103,639
商 品 有 価 証 券	43	借 用 金	68,836
金 銭 の 信 託	3,000	外 国 為 替	45
有 価 証 券	2,140,190	社 会 債	15,000
貸 出 金	2,813,548	そ の 他 負 債	52,400
外 国 為 替	3,584	賞 与 引 当 金	203
リース債権及びリース投資資産	14,109	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,964
そ の 他 資 産	28,012	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	86
有 形 固 定 資 産	42,527	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	910
建 物	9,370	ポ イ ン ト 引 当 金	260
土 地	20,221	偶 発 損 失 引 当 金	546
リ ー ス 資 産	14	特 別 法 上 の 引 当 金	0
建 設 仮 勘 定	10,419	繰 延 税 金 負 債	52,058
その他の有形固定資産	2,501	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,775
無 形 固 定 資 産	2,726	支 払 承 諾	29,700
ソ フ ト ウ ェ ア	2,581	負 債 の 部 合 計	4,977,488
その他の無形固定資産	145	(純資産の部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	38,191	資 本 金	20,000
繰 延 税 金 資 産	739	資 本 剰 余 金	7,557
支 払 承 諾 見 返	29,700	利 益 剰 余 金	195,042
貸 倒 引 当 金	△ 23,287	自 己 株 式	△ 153
資 産 の 部 合 計	5,334,540	株 主 資 本 合 計	222,446
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	115,167
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3,841
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,262
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	10,879
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	126,467
		新 株 予 約 権	94
		少 数 株 主 持 分	8,043
		純 資 産 の 部 合 計	357,052
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,334,540



第 200 期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	20,000	7,557	183,316	△ 151	210,722
会計方針の変更による累積的影響額			3,102		3,102
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,000	7,557	186,418	△ 151	213,824
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,029		△ 2,029
当期純利益			10,648		10,648
自己株式の取得				△ 9	△ 9
自己株式の処分			△ 0	7	6
土地再評価差額金の取崩			6		6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	8,623	△ 2	8,621
当期末残高	20,000	7,557	195,042	△ 153	222,446

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計
当期首残高	74,410	△ 1,980	3,980	2,409	78,819
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	74,410	△ 1,980	3,980	2,409	78,819
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	40,756	△ 1,861	281	8,470	47,647
当期変動額合計	40,756	△ 1,861	281	8,470	47,647
当期末残高	115,167	△ 3,841	4,262	10,879	126,467

(単位：百万円)

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	73	7,582	297,198
会計方針の変更による累積的影響額			3,102
会計方針の変更を反映した当期首残高	73	7,582	300,300
当期変動額			
剰余金の配当			△ 2,029
当期純利益			10,648
自己株式の取得			△ 9
自己株式の処分			6
土地再評価差額金の取崩			6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	21	461	48,130
当期変動額合計	21	461	56,752
当期末残高	94	8,043	357,052

**連結注記表**

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

**連結計算書類の作成方針****(1) 連結の範囲に関する事項**

- ① 連結される子会社及び子法人等 10社  
会社名

百五ビジネスサービス株式会社  
百五管理サービス株式会社  
百五不動産調査株式会社  
百五オフィスサービス株式会社  
百五スタッフサービス株式会社  
百五証券株式会社  
株式会社百五ディーシーカード  
百五リース株式会社  
株式会社百五経済研究所  
百五コンピュータソフト株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等 3社  
会社名

一般社団法人フロンティア・アセット・ホールディングス  
有限会社フロンティア・アセット・コーポレーション  
百五6次産業化投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

**(2) 持分法の適用に関する事項**

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当事項はありません。
- ② 持分法適用の関連法人等  
該当事項はありません。
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3社  
会社名

一般社団法人フロンティア・アセット・ホールディングス  
有限会社フロンティア・アセット・コーポレーション  
百五6次産業化投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等  
該当事項はありません。

- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項  
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。  
3月末日 10社
- (4) 開示対象特別目的会社に関する事項  
該当事項はありません。

### 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 15年～50年  
そ の 他 4年～15年  
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準  
当行の貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、当行と同じ方法により計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社及び子法人等が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理。

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理。

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### (14)リース取引の処理方法

(貸手側)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益は30百万円増加しております。

#### (15)収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

#### (16)重要なヘッジ会計の方法

##### ① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にブルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、当行に準じた方法により行っております。

##### ② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### (17)消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が2,437百万円増加し、退職給付に係る負債が2,340百万円減少し、利益剰余金が3,102百万円増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ87百万円減少しております。

なお、当連結会計年度の期首の1株当たり純資産額が12円22銭増加し、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額はそれぞれ23銭減少しております。

## 未適用の会計基準等

企業結合に関する会計基準等（平成25年9月13日）

### (1) 概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

### (2) 適用予定日

当行は、改正後の当該会計基準等を平成27年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く） 8百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計12,741百万円含まれております。  
使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。
3. 貸出金等のうち、破綻先債権額は2,725百万円、延滞債権額は56,581百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金等（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金等」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金等であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金等であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金等以外の貸出金等であります。
4. 貸出金等のうち、3カ月以上延滞債権額は22百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は9,740百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金等で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は69,070百万円であります。  
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,978百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	290,759百万円
担保資産に対応する債務	
預金	42,157百万円
債券貸借取引受入担保金	103,639百万円
借入金	60,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券35,095百万円及び現金預け金200百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金1,075百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,229,874百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,181,871百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正、不整形地補正等の合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,539百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 36,593百万円  
 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,764百万円  
 13. 社債は、劣後特約付社債であります。  
 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は10,302百万円であります。

(連結損益計算書関係)

「その他の経常費用」には、延滞債権等を売却したことによる損失109百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	254,119	—	—	254,119	
合計	254,119	—	—	254,119	
自己株式					
普通株式	418	20	20	419	(注) 1, 2
合計	418	20	20	419	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加20千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
 2 普通株式の自己株式の株式数の減少20千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の 種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結 会計年度末 残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権			—		94		
	合計			—		94		

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,014百万円	4.00円	平成26年3月31日	平成26年6月23日
平成26年11月10日 取締役会	普通株式	1,014百万円	4.00円	平成26年9月30日	平成26年12月10日
合計		2,029百万円			

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成27年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額   | 1,014百万円   |
| ② 1株当たり配当額 | 4.00円      |
| ③ 基準日      | 平成27年3月31日 |
| ④ 効力発生日    | 平成27年6月22日 |

なお、配当原資は、その他利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心として金融サービスに係る事業を行っております。当行は、主に利息収入による収益獲得を目的として貸出金、有価証券及び買入金銭債権等による運用を行っているほか、一定の限度を設け、価格変動による収益獲得を目的として有価証券及び金銭の信託等による運用を行っております。また、資産の流動性を高めるため、現金預け金を保有し、コールローン等の短期市場における資金運用等を行っております。これらの運用原資は、そのほとんどを預金及び譲渡性預金により調達しておりますが、ALM（資産・負債の総合管理）の観点から、必要に応じてコールマネー、借入金及び社債等の調達手段も利用しております。

また、当行は、顧客のリスク回避（ヘッジ）ニーズに応えるため、あるいは当行自身のALMに活用するためにデリバティブ取引を利用しております。その他、一定の限度を設け、売買等による収益獲得を目的としてデリバティブ取引を利用しております。

なお、当行の連結される子会社及び子法人等には、金融商品取引業務を行っている子会社、クレジットカード業務を行っている子会社及びリース業務を行っている子会社があり、各社の業務内容に応じてリース債権及びリース投資資産、割賦債権、会員未収金、現金預け金等の金融資産を保有しており、また一部の連結される子会社及び子法人等では借入金による調達を行っております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として当行営業地域内の法人及び個人顧客等に対する貸出金、国内外の債券及び国内株式等の有価証券等であります。債券については、国債、地方債のほか、政府関係機関債、信用力が高い金融機関、事業法人及び外国政府等が発行する各種債券、金銭債権・不動産等を裏付資産とする証券化商品等を保有しております。また、買入金銭債権として、有価証券に準じる信託受益権、一括ファクタリングシステムに係る業務に伴い顧客から買取った金銭債権等を保有しております。これらに加え、日本銀行等に対する預け金、金融機関に対するコールローン等、連結される子会社及び子法人等の事業に伴うリース債権及びリース投資資産等を保有しております。これらは貸出先又は発行体等の信用リスクに晒されており、またそのうち固定金利のものは金利変動により実質価値が変動するリスクに、市場価格がある有価証券等は市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の大半を占める預金及び譲渡性預金は、そのほとんどが当行営業地域内の顧客から受け入れたものであり、満期の定めのない流動性預金及び残存期間1年以内の固定性預金等、期間が短いものが多い割合を占めております。コールマネー等の短期調達手段は、主に円貨及び外貨の資金ポジションの調整等を目的としたものであり、社債は、負債性資本調達手段としての期限付劣後債務であります。

金融資産及び金融負債を総合的に捉えたときに、資産と負債の間に金利更改期間、資金決済期間又は取引通貨等に差異があることに起因し、金利あるいは為替相場等の変動により、資産・負債の実質価値又は資金利鞘に変動が生じ、損失を被るリスクがあります。また、資産の流動性が短期的に著しく損なわれる事態が発生した場合には、これを補うために費用負担を伴う追加資金調達あるいは意図せざる価格での資産売却等を余儀なくされるリスクがあります。

デリバティブ取引については、金利関連では主に金利スワップ取引、通貨関連では主に通貨スワップ取引及び為替予約取引を利用しております。これらは主に当行自身が市場リスクを回避（ヘッジ）する目的で、あるいは対顧客取引及びそのカバー取引等として利用しており、デリバティブ取引全体の大半を占めております。その他に、株式先物取引、債券先物取引、債券店頭オプション取引及びクレジットデリバティブ取引等について、売買等による収益獲得又はリスクのヘッジを目的として利用しております。取引に伴うリスクについては、大部分がヘッジ目的の取引又はカバー付の取引であること、契約の相手方はいずれも信用力の高い金融機関及び事業法人等であることから、市場リスク及び信用リスクはともに限定されております。なお、当行ではレバレッジ効果の著しい取引（対象物の価格変動に対して時価の変動率が大きい特殊な取引）は行っておりません。

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象は債券及び貸出金であり、ヘッジ手段は金利スワップ取引であります。ヘッジ方針については、当行では内部規定に基づきヘッジ対象、ヘッジ手段、ヘッジ比率を半期ごとに決定のうえ毎月見直しの必要性を判断しており、連結される子会社及び子法人等でもその都度決定しております。ヘッジの有効性評価については、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等に定められた方法により確認しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクの顕在化に伴う多額の損失を回避し、信用リスクを自己資本対比で許容可能な範囲内にコントロールすることにより当行グループ全体の資産の健全性を維持することを基本方針として、諸規定及び組織体制を整備し、信用リスクを管理しております。

当行では、信用リスクを含めた各種リスクの状況は、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」において、毎月、総合的に把握・評価・監視し、リスク管理に関する方針や対応策を検討する体制としております。また、「統合リスク管理」の枠組みのもと、自己資本比率の算定に含まれない「与信集中リスク」を含め、信用リスクをVaR (Value at Risk：予想最大損失額) により計量化しており、リスク量を限度枠に照らして管理すること等を通じて、適正なリスクテイクと安定的な収益の確保に努めております。

信用リスクの管理にあたっては、貸出金については営業推進部門から独立した貸出審査部門が厳正に審査・管理を行い、市場取引については市場リスク管理部署（ミドルオフィス）が日々管理を行う体制としております。また、他部門から独立したリスク管理部門に信用リスク管理部署及びリスク統括部署を設置し、相互牽制機能を確保しております。

また、貸出先や個別案件の信用リスクを統一的な尺度により評価する信用格付制度を整備し、信用度を勘案した融資取組方針の策定や貸出金利の設定に活用しております。与信ポートフォリオの運営にあたっては、融資の基本方針を「百五銀行クレジットポリシー」に定め、特定の企業や企業グループに貸出が集中しないよう管理するとともに、業種別・地域別・信用格付別・与信額階層別などの分布状況を把握し、与信の分散に努めております。

なお、業況が悪化するなどの問題先に対しては、経営状況等を適切に把握・管理し、必要に応じて再建計画の策定の指導や整理・回収を行っております。

連結される子会社及び子法人等についても、諸規定を整備して各社において信用リスクを管理しているほか、当行の信用リスク管理部署においてグループ全体の信用リスクを管理しております。また、各社に設置した「リスク管理委員会」の運営を通じ、信用リスクを含めた各種リスクの状況を総合的に把握・評価・監視しております。

#### ② 市場リスクの管理

当行グループは、市場変動が経営に与える影響を的確に把握・評価するとともに、適切なポートフォリオ運営を行い、経営体力に照らして適正な水準にリスクを制御しつつ、収益を安定的に確保することを基本方針として、諸規定及び組織体制を整備し、市場リスクを管理しております。

当行では、市場リスクを含めた各種リスクの状況は、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」において、毎月、総合的に把握・評価・監視し、リスク管理に関する方針や対応策を検討する体制としております。また、「統合リスク管理」の枠組みのもと、自己資本比率の算定に含まれない「銀行勘定の金利リスク」を含め、各種の市場リスクをVaR等により計量化しており、リスク量をそれぞれのリスクに設定した限度枠に照らして管理すること等を通じて、適正なリスクテイクと安定的な収益の確保に努めております。

市場取引に係る市場リスクについては、市場取引部署（フロントオフィス）と市場事務管理部署（バックオフィス）を明確に分離しているほか、市場リスク管理部署（ミドルオフィス）を設置して日々管理を行うことで、相互牽制機能を確保しております。また、取引の状況、時価及びリスク量等を日次で計測・管理しているほか、市場情報や価格変動等を監視し、状況に応じて適時に管理態勢を強化するなど、不測の損失を被るリスクの低減を図っております。これに加え、売買等による収益獲得を目的とした取引については、ポジション限度枠、ロスカットルール及び損失

累計限度額等を設けるなど、投資対象の特性に応じた管理態勢を整備し、そのもとで厳格な管理を行うことを通じ、損失を被るリスクを限定しております。

また、預貸金等を含めた当行全体の金融資産及び金融負債に関する市場リスクについては、各部署の相互牽制が働く体制のもとで、ALMの観点から管理しております。具体的には、資産・負債の構成に関する各種分析及び金利見通しに基づき、半期ごとにALM委員会、リスク管理委員会及び意思決定機関である経営会議においてリスクヘッジ方針を策定するとともに、毎月見直しの必要性を判断し、また必要に応じて各種のリスク管理策を検討・実行しております。ヘッジについては、主に固定金利の債券又は貸出金を対象として、金利上昇による価値下落リスクを抑制するため、ヘッジ手段として金利スワップ取引を利用しております。なお、外貨建外債等による運用、外貨預金等による調達等の外貨建商品に係る為替相場の変動リスクは、コールマネー等による調達のほか、通貨関連のデリバティブ取引等を利用し、通貨ごとの運用額と調達額をほぼ均衡させることにより低減を図っております。

連結される子会社及び子法人等についても、諸規定を整備して各社において市場リスクを管理しているほか、当行の市場リスク管理部署においてグループ全体の市場リスクを管理しております。また、各社に設置した「リスク管理委員会」の運営を通じ、市場リスクを含めた各種リスクの状況を総合的に把握・評価・監視しております。

③ 流動性リスクの管理

当行グループは、運用・調達の状況及び市場動向を的確に把握し、安定的な資金繰りを行うとともに、流動性危機にも適切に対応し得る態勢を整備することを基本方針として、諸規定及び組織体制を整備し、流動性リスクを管理しております。

当行では、流動性リスクの状況及びその管理状況は、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」において、毎月、総合的に把握・評価・監視し、リスク管理に関する方針や対応策を検討する体制としております。

資金繰りについては、円貨・外貨のそれぞれについて日々の状況及びその見通しを適切に把握・管理しております。また、市場からの調達可能額を定期的に把握するとともに、それに基づいた調達上限額を設け適宜見直しを行うなど、不測の事態への対応策をあらかじめ定めることにより、流動性リスクに備えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、リース債権及びリース投資資産、当座貸越契約及び貸出コミットメント、債務保証契約（支払承諾見返及び支払承諾）については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	212,089	212,089	—
(2) コールローン及び買入手形	13,183	13,183	—
(3) 買入金銭債権（*1）	16,179	16,179	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	43	43	—
(5) 金銭の信託	3,000	3,000	—
(6) 有価証券			
その他有価証券	2,136,530	2,136,530	—
(7) 貸出金	2,813,548		
貸倒引当金（*1）	△ 21,749		
	2,791,799	2,811,417	19,618
(8) 外国為替（*1）	3,584	3,584	—
資産計	5,176,409	5,196,028	19,618
(1) 預金	4,409,357	4,409,618	260
(2) 譲渡性預金	173,148	173,149	0
(3) コールマネー及び売渡手形	65,552	65,552	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	103,639	103,639	—
(5) 借入金	68,836	68,715	△ 120
(6) 外国為替	45	45	—
(7) 社債	15,000	15,178	178
負債計	4,835,580	4,835,899	318
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(990)	(990)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(5,631)	(5,631)	—
デリバティブ取引計	(6,621)	(6,621)	—

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（\*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引の時価は、ヘッジ対象である貸出金の時価に含めて記載しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

## (1) 現金預け金

当行が保有する預け金のうち、満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金並びに連結される子会社及び子法人等が保有する預け金については、金額が僅少であり重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としております。

## (2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。一括ファクタリングシステムに係る業務に伴い顧客から買取った金銭債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

## (5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている金融商品については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっており、コールローン等は帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

## (6) 有価証券

株式（時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式を除く）は、取引所の価格によっております。

債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。このうち自行保証付私募債等は、事業性貸出に準じて、将来の元利金及び受取保証料の合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先が発行したものについても、事業性貸出における取扱と同様に、貸倒見積高に準じて実質価値の減価を見積り、時価に反映しております。

投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

## (7) 貸出金

当行の貸出金（クレジットデリバティブを内包する貸出金を除く）のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるもののうち、消費者ローン及び地方公共団体等を対象とする貸出商品は、商品の種類及び期間に基づく区分ごとに、将来の元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。事業者向け貸出等は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、将来の元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間又は金利満期までの残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、クレジットデリバティブを内包する貸出金の時価は、取引金融機関から提示された価格等によっております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、連結される子会社及び子法人等の貸出金は、重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付等（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求預預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来の元利金の合計額を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間又は金利満期までの残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分して、将来の元利金の合計額を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、同様の新規借入を市場で行った場合に想定される利率を用いております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。連結される子会社及び子法人等の借入金は、重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替は、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金（外国他店預り）、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）、顧客に売り渡した外国為替に係る未払債務（売渡外国為替）並びに顧客に仕向けられた外国為替に係る未払債務（未払外国為替）であります。これらは、満期のない預り金又は約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）であり、取引所の価格や割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	2,608
② 組合出資金(*3)	1,050
合 計	3,659

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式の減損処理はありません。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成27年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成27年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(平成27年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株 式	171,751	51,297	120,453
	債 券	1,567,072	1,533,080	33,992
	国 債	763,137	739,859	23,277
	地 方 債	277,243	271,486	5,757
	短期社債	—	—	—
	社 債	526,691	521,733	4,957
	その他	300,918	287,307	13,610
	小 計	2,039,741	1,871,685	168,056
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株 式	1,456	1,557	△ 100
	債 券	76,663	76,852	△ 188
	国 債	42,094	42,220	△ 125
	地 方 債	25	25	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	34,544	34,607	△ 62
	その他	29,143	29,251	△ 108
	小 計	107,263	107,661	△ 398
合 計	2,147,005	1,979,347	167,658	

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）  
該当事項はありません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	6,804	1,453	47
債 券	267,189	1,018	0
国 債	189,447	720	—
地 方 債	160	0	0
短期社債	—	—	—
社 債	77,581	297	0
その他	64,891	761	114
合 計	338,885	3,233	163

6. 保有目的を変更した有価証券  
該当事項はありません。
7. 減損処理を行った有価証券  
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。  
当連結会計年度における減損処理はありません。  
なお、有価証券の減損処理にあたっては、連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合は原則として実施しておりますが、株式については、連結会計年度末日における時価が30%以上50%未満下落している場合、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等によって時価の回復可能性を判断する基準を設け、時価の回復可能性があると認められないものについて実施しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成27年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成27年3月31日現在）  
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成27年3月31日現在）  
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名  
営業経費 28百万円
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 13名	当行の取締役 13名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 13名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当行普通株式 91,600株	当行普通株式 94,000株	当行普通株式 71,700株	当行普通株式 71,200株
付与日	平成23年7月25日	平成24年7月26日	平成25年7月24日	平成26年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない
権利行使期間	平成23年7月26日～ 平成53年7月25日	平成24年7月27日～ 平成54年7月26日	平成25年7月25日～ 平成55年7月24日	平成26年8月1日～ 平成56年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	71,200株
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	71,200株
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	72,600株	74,900株	71,700株	—
権利確定	—	—	—	71,200株
権利行使	7,300株	7,400株	5,600株	—
失効	—	—	—	—
未行使残	65,300株	67,500株	66,100株	71,200株

② 単価情報

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	418円	418円	418円	—
付与日における公正な評価単価	302円	300円	404円	396円

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成26年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成26年ストック・オプション
株価変動性 (注1)	28.31%
予想残存期間 (注2)	2.49年
予想配当 (注3)	8円/株
無リスク利率 (注4)	0.08%

- (注) 1 予想残存期間に対応する期間 (平成24年2月から平成26年7月まで) の株価実績に基づき算定しております。
- 2 過去10年間に退任した取締役の退任時年齢の平均と、現在の在任取締役の現在年齢の平均との差を予想残存期間とする方法で見積もっております。
- 3 平成26年3月期の配当実績であります。
- 4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.08%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.55%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.78%となります。この税率変更により、繰延税金資産は41百万円減少し、繰延税金負債は5,504百万円減少し、その他有価証券評価差額金は5,454百万円増加し、繰延ヘッジ損益は185百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は526百万円増加し、法人税等調整額は334百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は287百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,375円30銭
1株当たりの当期純利益金額	41円97銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	41円92銭

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社 百五銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 本 千 佳 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 川 勝 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 膳 亀 聡 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社百五銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第200期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社 百五銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 千 佳 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山 川 勝 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 膳 亀 聡 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社百五銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百五銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第200期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

株式会社	百五銀行	監査役会	
	常勤監査役	太田均	㊟
	常勤監査役	笠井貞男	㊟
	社外監査役	渡邊悌爾	㊟
	社外監査役	川喜田久	㊟
	社外監査役	市川秀	㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当行は長期にわたる安定した経営基盤の確保に努めるため、内部留保の充実に意を払うとともに、株主の皆様に対し安定的な利益還元を実施することを基本としております。当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、平成27年3月期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,014,798,792円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月22日といたしたいと存じます。

#### 2 その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 11,100,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 11,100,000,000円

## 第2号議案 取締役14名選任の件

取締役全員（14名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
1	うえだ つよし 上田 豪 (昭和26年6月13日生)	昭和49年4月 当行入行 平成9年1月 当行高茶屋支店長兼城山出張所長 平成11年4月 当行経営企画部調査役 平成11年6月 当行経営会議事務局マネージャー 平成12年6月 当行企画グループアシスタントマネージャー 平成13年6月 当行企画グループマネージャー 平成14年4月 当行事務統括グループマネージャー 平成15年6月 当行取締役事務統括グループマネージャー 平成19年4月 当行取締役事務統括部長兼システム統括部長 平成19年6月 当行常務取締役事務本部長 平成21年6月 当行取締役頭取 平成27年4月 当行取締役会長 現在に至る (代表取締役)	121,000株
2	いとうとし やす 伊藤 歳 恭 (昭和28年7月29日生)	昭和51年4月 当行入行 平成10年12月 当行橋南支店長 平成13年6月 当行東京営業部長兼経営会議事務局東京事務所長 平成14年4月 当行企画グループマネージャー 平成16年6月 当行資金運用グループマネージャー 平成17年6月 当行取締役津支社長 平成18年6月 当行取締役名古屋支社長 平成19年6月 当行常務取締役 平成21年6月 当行取締役副頭取 平成27年4月 当行取締役頭取 現在に至る (代表取締役、新本館建設統括部担当)	118,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
3	わた なべ よし ひこ 渡 辺 義 彦 (昭和29年2月7日生)	昭和51年4月 当行入行 平成13年6月 当行企画グループアシスタントマネージャー 平成14年7月 当行四日市西支店長 平成16年1月 当行人事研修グループマネージャー 平成17年6月 当行取締役人事研修グループマネージャー 平成19年4月 当行取締役人事部長 平成19年6月 当行取締役津支社長 平成21年1月 当行常務取締役津支社長 平成21年6月 当行常務取締役 平成23年8月 当行専務取締役 平成26年6月 当行取締役副頭取 現在に至る (代表取締役、営業本部、営業統括部、営業戦略部、ローン統括部、営業渉外部、サービス品質向上部担当)	47,000株
4	すぎ うら まさ かず 杉 浦 雅 和 (昭和32年1月31日生)	昭和55年4月 当行入行 平成16年1月 当行四日市西支店長 平成17年6月 当行四日市支店長 平成19年6月 当行経営企画部長 平成21年6月 当行取締役経営企画部長 平成22年4月 当行取締役南勢支社長 平成24年6月 当行取締役資金証券部長 平成25年6月 当行常務取締役愛知支社長 平成26年6月 当行常務取締役 現在に至る (経営企画部、BPR、リスク統括部、コンプライアンス統括部担当)	28,000株
5	た なか ひで と 田 中 秀 人 (昭和30年7月23日生)	昭和55年9月 当行入行 平成15年12月 当行多気支店長 平成17年6月 当行亀山支店長兼東御幸出張所長 平成18年6月 当行桑名支店長 平成20年6月 当行個人サービス部長 平成21年6月 当行取締役審査部長 平成23年6月 当行取締役資金証券部長 平成24年6月 当行取締役人事部長 現在に至る	48,250株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式の数
6	てら お まさ き 寺 尾 正 紀 (昭和32年9月15日生)	昭和56年4月 当行入行 平成15年6月 当行富田駅前支店長 平成17年6月 当行鈴鹿支店長 平成19年6月 当行人事部長 平成21年6月 当行取締役人事部長 平成22年6月 当行取締役資金証券部長 平成23年6月 当行取締役経営企画部長 平成26年6月 当行取締役南勢支社長 現在に至る	18,000株
7	はま だ こう し 濱 田 康 資 (昭和32年2月12日生)	昭和54年4月 当行入行 平成12年6月 当行城北支店長 平成14年4月 当行中村支店長 平成16年6月 当行中部法人営業部長 平成17年6月 当行名古屋支店長 平成19年6月 当行法人サービス部長 平成21年6月 当行営業統括部長 平成23年6月 当行取締役中勢支社長 平成24年6月 当行取締役南勢支社長 平成26年6月 当行取締役営業渉外部長 現在に至る	10,000株
8	ご とう えつ お 後 藤 悦 夫 (昭和34年3月12日生)	昭和56年4月 当行入行 平成15年6月 当行当知支店長 平成17年6月 当行平田町駅前支店長 平成19年6月 当行四日市支店長 平成21年6月 当行本店営業部長 平成23年6月 当行審査部長 平成25年4月 当行融資統括部長 平成25年6月 当行取締役北勢支社長 現在に至る	31,030株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
9	ながいごうのりみつ 長合教実 (昭和34年9月23日生)	昭和57年4月 当行入行 平成19年6月 当行リスク統括部副部長兼信用リスク管理課長 平成20年6月 当行リスク統括部長 平成22年4月 当行大阪営業部長 平成23年6月 当行四日市支店長 平成25年6月 当行取締役資金証券部長 現在に至る	24,000株
10	かまもり のぶ あき 釜森伸明 (昭和33年9月8日生)	昭和56年4月 当行入行 平成17年6月 当行筋向橋支店長兼度会橋出張所長 平成19年6月 当行東京営業部長 平成21年6月 当行松阪紀州支社長 平成22年4月 当行営業本部副本部長 平成24年6月 当行中勢支社長 平成25年6月 当行取締役中勢支社長 平成26年6月 当行取締役愛知支社長 現在に至る	14,000株
11	たけなか あきら 竹中章 (昭和34年4月15日生)	昭和58年4月 当行入行 平成16年12月 当行東員支店長兼ネオポリス出張所長 平成18年6月 当行員弁支店長兼阿下喜出張所長兼大安出張所長 平成21年6月 当行名古屋支店長 平成23年6月 当行松阪支店長 平成25年6月 当行融資統括部長 平成26年6月 当行取締役融資統括部長 現在に至る	6,000株
12	※ やなぎ たに つよし 柳谷剛 (昭和34年9月25日生)	昭和58年4月 当行入行 平成16年4月 当行二見浦支店長 平成18年6月 当行鳥羽志摩支社次長 平成19年4月 当行矢田支店長 平成21年6月 当行松阪支店長 平成23年6月 当行名古屋支店長 平成25年6月 当行本店営業部長 平成26年6月 当行中勢支社長 現在に至る	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
13	こばやし なが ひさ 小林 長久 (昭和18年11月8日生)	昭和41年3月 四日市倉庫株式会社(現日本トランスシティ株式会社)入社 平成3年6月 同社東京支店長 平成6年8月 同社運輸事業部運輸企画部長兼運輸事業部中部運輸部長 平成7年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 同社代表取締役専務取締役 平成15年6月 同社代表取締役社長 平成23年6月 同社代表取締役会長 現在に至る 平成25年6月 当行社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 日本トランスシティ株式会社代表取締役会長	12,000株
14	※ かわきた ひさし 川喜田 久 (昭和21年8月30日生)	昭和44年4月 トヨタ自動車販売株式会社入社 昭和53年6月 トヨタ自動車販売株式会社退社 昭和53年7月 三重トヨペット株式会社入社 昭和55年6月 三重トヨペット株式会社取締役 昭和56年6月 三重トヨペット株式会社代表取締役常務 昭和59年6月 三重トヨペット株式会社代表取締役社長 現在に至る 平成19年6月 当行社外監査役 現在に至る 平成26年6月 株式会社ちとせ代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 三重トヨペット株式会社代表取締役社長 株式会社ちとせ代表取締役社長	39,745株

- (注) 1. 取締役候補者小林長久氏が代表取締役会長である日本トランスシティ株式会社と当行との間に貸出金等の取引があります。取締役候補者川喜田久氏が代表取締役社長である三重トヨペット株式会社および株式会社ちとせと当行との間に貸出金等の取引があります。  
その他の取締役候補者と当行との間には特別な利害関係はありません。
2. 小林長久氏、川喜田久氏は、社外取締役の候補者であります。なお、現在、当行は小林長久氏、川喜田久氏の両名を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、本議案において小林長久氏の再任、川喜田久氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

3. 小林長久氏につきましては、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 小林長久氏は、現在、当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 川喜田久氏につきましては、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また当行社外監査役として適切に監査いただいた経験をもとに、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 川喜田久氏は、現在、当行の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
7. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当行は定款の規定に基づき、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外取締役に、小林長久氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、川喜田久氏が選任された場合、当行は同氏との間で、上記と同様の契約を締結する予定であります。
8. ※印は新任候補者であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役渡邊悌爾氏および川喜田久氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
1	渡邊悌爾 (昭和20年11月8日生)	昭和59年4月 三重大学人文学部助教授 昭和62年4月 三重大学人文学部教授 平成16年4月 国立大学法人三重大学理事・副学長 平成19年3月 国立大学法人三重大学退職 平成19年4月 国立大学法人三重大学特命学長補佐 平成19年6月 当行社外監査役 現在に至る 平成23年3月 国立大学法人三重大学特命学長補佐 退任	21,000株
2	※ 川端康成 (昭和37年1月6日生)	平成10年4月 弁護士登録（三重弁護士会入会） 平成16年10月 川端法律事務所（松阪市）開業 現在に至る (重要な兼職の状況) 川端法律事務所 代表弁護士	0株

- (注) 1. 監査役候補者渡邊悌爾氏と当行との間には特別の利害関係はありません。監査役候補者川端康成氏と当行の間に住宅ローンの取引があります。
2. 渡邊悌爾氏、川端康成氏は、社外監査役の候補者であります。なお、川端康成氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 渡邊悌爾氏につきましては、長年にわたる大学教授としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、川端康成氏につきましては、弁護士としての高い見識および法律の専門性を期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 渡邊悌爾氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学理事・副学長を務められた経験が、会社経営を統括する能力に十分値すると認識から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 川端康成氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 渡邊悌爾氏は、現在、当行の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

7. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当行は定款の規定に基づき、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において渡邊悌爾氏が社外監査役に再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また川端康成氏が社外監査役に選任された場合、当行は同氏との間で、上記と同様の契約を締結する予定であります。
8. ※は新任候補者であります。

以上

## 議決権行使についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



### Ⅰ 株主総会ご出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

平成27年6月19日(金) 午前10時(午前9時開場)



### Ⅰ 郵 送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成27年6月18日(木) 午後5時15分到着



### Ⅰ インターネット

当社指定の議決権行使サイト

▶ <http://www.evotage.jp/>

にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

平成27年6月18日(木) 午後5時15分まで

詳細は次ページをご覧ください。

### 電磁的方法(インターネット等)による議決権行使サイトについて

- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。

※ 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

## インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**平成27年6月18日（木曜日）午後5時15分まで**に行使してください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する**議決権行使サイト** (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。）
- (2) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月18日（木曜日）の午後5時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、**ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。**

#### 2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) **議決権行使サイト** (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。


#### 3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

#### 4 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
 **0120-173-027**（通話料無料）受付時間 9:00～21:00

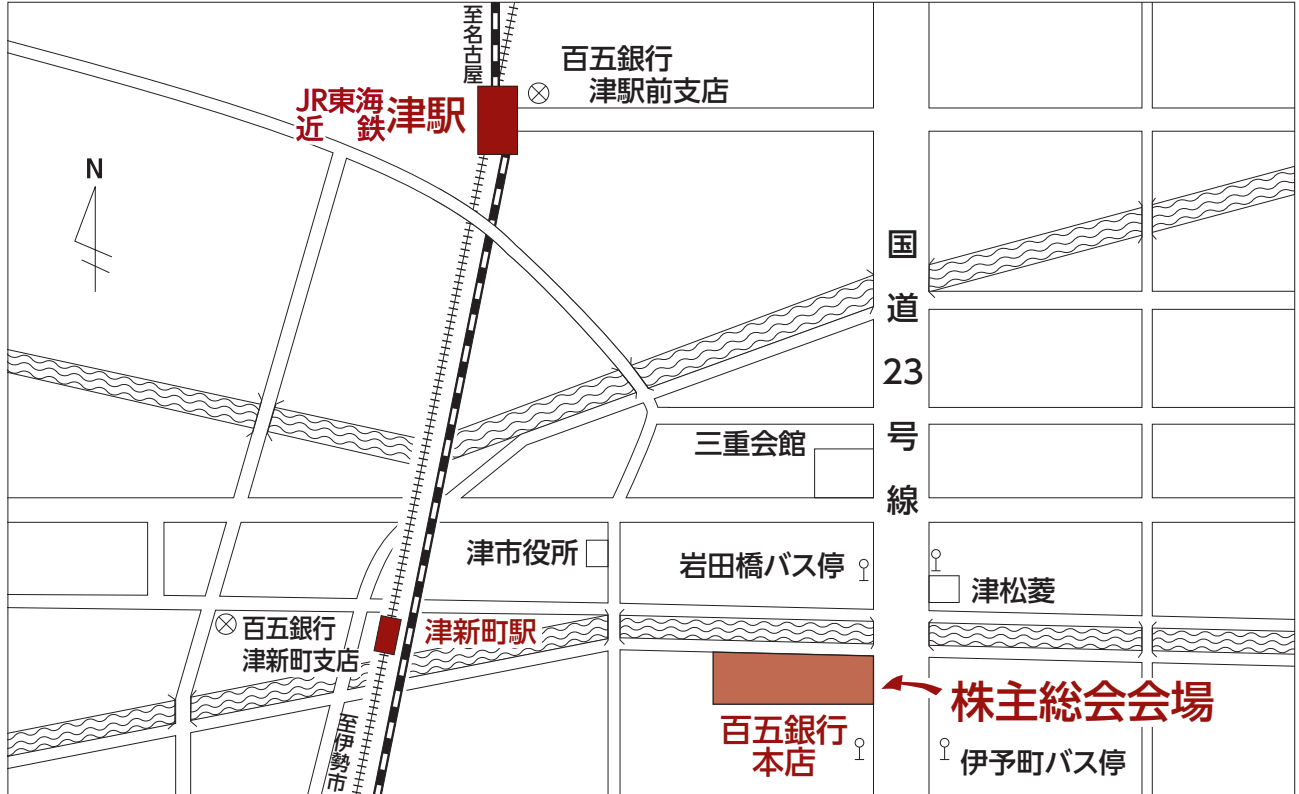
\* 機関投資家の皆様へ：株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

# 株主総会会場ご案内図

津市岩田21番27号(当行本店10階大会議室)

電話 (059) 227-2151 (代表)



## 交通

- JR東海・近鉄津駅下車 バス約15分  
岩田橋または伊予町バス停下車
- 近鉄津新町駅下車 バス約5分  
岩田橋バス停下車

※駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等  
をご利用いただきますようお願い申し上げます。

